

石綿含有建材の調査・除去工事等チェックシート

項目		内容
1	施工計画書	
チェック		
<input type="checkbox"/>	(1) 工事の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所。</li> <li>法人にあつてはその代表者の氏名、工事の場所等。</li> <li>工事を実施する場所の住所又は住所がない場合は、地番を記載。</li> <li>工事名、現場案内図等も記載することが望ましい。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	(2) 石綿含有建材除去等作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿の除去等作業の種類、実施の期間、作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積を記載。</li> <li>特定粉じん排出等作業の種類については、大防法施行規則別表第7のどの作業基準が適用されるかが分かるよう、除去、囲い込み、封じ込めのいずれの作業を行うかを記載。</li> <li>除去等に伴う負圧隔離養生、隔離養生、原形のまま取り外し等の作業の種類も記載。</li> <li>これらと同等以上の効果を有する措置を講ずる場合は、その措置の内容を記載。</li> <li>作業の実施期間は除去等作業の開始から終了までの予定期間を記載。予定が変更になった場合は、記載を修正。</li> <li>作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積は、解体等を行う範囲にある石綿含有建材の種類(吹付け材、保温材、岩綿吸音板、仕上塗材等、判別できる範囲で詳細に記載をする)とその使用箇所、使用面積を記載。</li> <li>使用箇所や使用面積については図面に記載しても差し支えない。</li> <li>事前調査結果の報告書等があれば添付。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	(3) 石綿飛散防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿の除去等作業の方法(石綿等の粉じんの発散を防止し又は抑制する方法)、石綿の除去等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況を記載。</li> <li>石綿の除去等作業の方法については、具体的な作業の方法及び石綿飛散防止措置及び順序を記載。</li> <li>作業者がこの方法・順序に従って作業することを踏まえ、できるだけ具体的に記載。</li> </ul> <p>記載が必要な事項としては以下の事項が考えられる。</p>
<input type="checkbox"/>		<p>【全ての作業で記載が必要な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工部位、施工数量</li> <li>作業場、施工区画の明示(立入禁止区画の明示と立入禁止措置方法)</li> <li>事前調査結果、作業内容、石綿の影響等に係る掲示の内容、方法、場所</li> <li>作業者の入退場管理の方法</li> <li>除去等の方法、手順(試験施工する場合はその手順を含む)、作業手順を変更した場合のルール(作業者への周知、自治体・労働基準監督署への連絡(必要な場合)、計画の修正等)</li> <li>石綿等の粉じんの発散防止又は抑制方法</li> <li>周辺への粉じん飛散防止方法(湿潤化の方法)</li> <li>使用機器等(薬液等を含む)</li> <li>清掃の方法</li> <li>取り残しの有無等の確認実施者とその方法。方法としては目視等。石綿作業主任者による実施が望ましい</li> <li>記録等の体制</li> <li>廃棄物の処理の方法(除去された石綿の種類(廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物)、処理方法及び廃棄物発生量の見込み、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の一時保管の場所と保管方法及び掲示方法、処理施設の場所と運行経路(処理ルート)産業廃棄物処理業(収集運搬と処分)の許可証、委託契約書の写しを添付)</li> <li>作業環境測定の方法(レベル1、2の場合)</li> <li>大気環境測定の方法(レベル1、2の場合)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>		<p>【負圧隔離養生を伴う除去等作業で記載が必要な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>負圧隔離養生の方法(隔離シート等の設置方法、集じん・排気装置の設置方法(台数、換気能力、気流の流れの計画等))</li> <li>セキュリティゾーンの設置方法</li> <li>作業終了時及び中断時に洗身を十分に行うことができる作業方法及び順序(隔離空間における作業終了又は中断後から、休憩等の次の予定に移るまでの間に、隔離空間における作業に従事した労働者が一人一人身体に付着した石綿等を十分に洗い落とし、全員が退出することができる十分な時間が確保されていること)</li> <li>作業開始前の確認事項(集じん・排気装置の事前点検、負圧状況の確認)</li> <li>作業中の確認事項(機器の点検、集じん・排気装置のフィルタの交換頻度、負圧管理、保護具、漏えいが疑われる状況が確認された場合の対応方法)</li> <li>作業後の確認事項(隔離空間内の清掃の方法、隔離空間内の粉じんの処理方法、薬液等の散布方法)</li> <li>隔離を解除する際に、石綿繊維が大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことの確認方法</li> <li>やむを得ない事情により総繊維数濃度の測定を行わない場合はその事情を記載。</li> </ul> <p>(グローブバックを使用する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グローブバックの製品概要(シートの厚さ等)</li> <li>除去作業開始前の密閉状況の点検方法</li> <li>湿潤化の方法</li> <li>グローブバックを外す方法、グローブバックから工具等を持ち出す際の方法</li> </ul>

石綿含有建材の調査・除去工事等チェックシート

項目		内容
<input type="checkbox"/>		【隔離養生(負圧不要)を伴う除去等作業】 ・ 隔離養生の方法 ・ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種を切断等により除去する際は、切断等以外の方法によることが技術上困難な理由及び切断等を行う箇所 ・ 石綿含有仕上塗材を電動工具を使用して除去を行う際は使用する電動工具等 ただし、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.207」を留意すること。
<input type="checkbox"/>	(4) 工事の工程表	・ 石綿除去等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要(方法及び順序)を記載。 ・ 石綿の除去等作業を含む解体等工事全体の工程がわかるよう記載。 ・ 解体後に新規建築物等の建設を行う場合は、解体工事終了までの工程で差し支えない。  また以下の仮設計画関連についても記載した方がよい。 ・ 作業床(足場等)外部養生の設置方法 ・ 安全通路確保の計画 ・ 仮設照明の設置場所
<input type="checkbox"/>	(5) 施工体制	・ 解体等工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所、下請負人が石綿の除去等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所を記載。 ・ 現場責任者の連絡場所は、連絡がとれる電話番号や通常在席している場所を記載。 ・ 全体の施工体制が分かるよう、体制図等も記載。 ・ 体制図には石綿作業主任者名や特別管理産業廃棄物管理責任者名(レベル1、2のみ)、緊急時対応(連絡先、連絡ルート等)についても記載。
<input type="checkbox"/>	(6) 安全衛生	・ 石綿が使用された建築物等の解体等の作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法を記載。 具体的には、労働者が使用する保護具や保護衣の種類、管理方法及び扱い方、呼吸用保護具の適正な選定及び使用方法等の管理方法を記載。 ・ じん肺健康診断の実施確認や石綿健康診断の実施確認の方法についても記載。 ・ その他、熱中症予防対策、転倒・墜落・転落・飛来・落下災害等の労働災害防止方法についても記載することが望ましい。
<input type="checkbox"/>	(7) その他	石綿のばく露・飛散防止の観点からみると必ずしも記載が必要とはいえないが、安全かつトラブルのない作業を行う上では検討が必要な事項であり、整理しておくことが望ましい。 ・ 石綿除去会社等の選定方法 ・ 各種届出、管轄の監督官庁との調整事項 ・ 自治体や近隣住民との協定等の有無 ・ 特殊条件
2	その他【事前調査】	
<input type="checkbox"/>	(1) 結果報告書	含有の有無にかかわらず書面提出
<input type="checkbox"/>	(2) 調査結果の掲示	石綿含有建材の有無にかかわらず掲示
3	その他【官公庁届け出関係】	
<input type="checkbox"/>	(1) 労働安全衛生法の届出	レベル1・2の場合に必要。元請等が所轄労基署へ届け出
<input type="checkbox"/>	(2) 石綿障害予防規則の届出	レベル1・2の場合に必要。元請等が所轄労基署へ届け出
<input type="checkbox"/>	(3) 大気汚染防止法の届出	レベル1・2の場合に必要。 本項目の届出は発注者。発注者より届出の写しを受領し綴じる
<input type="checkbox"/>	(4) その他必要事項	

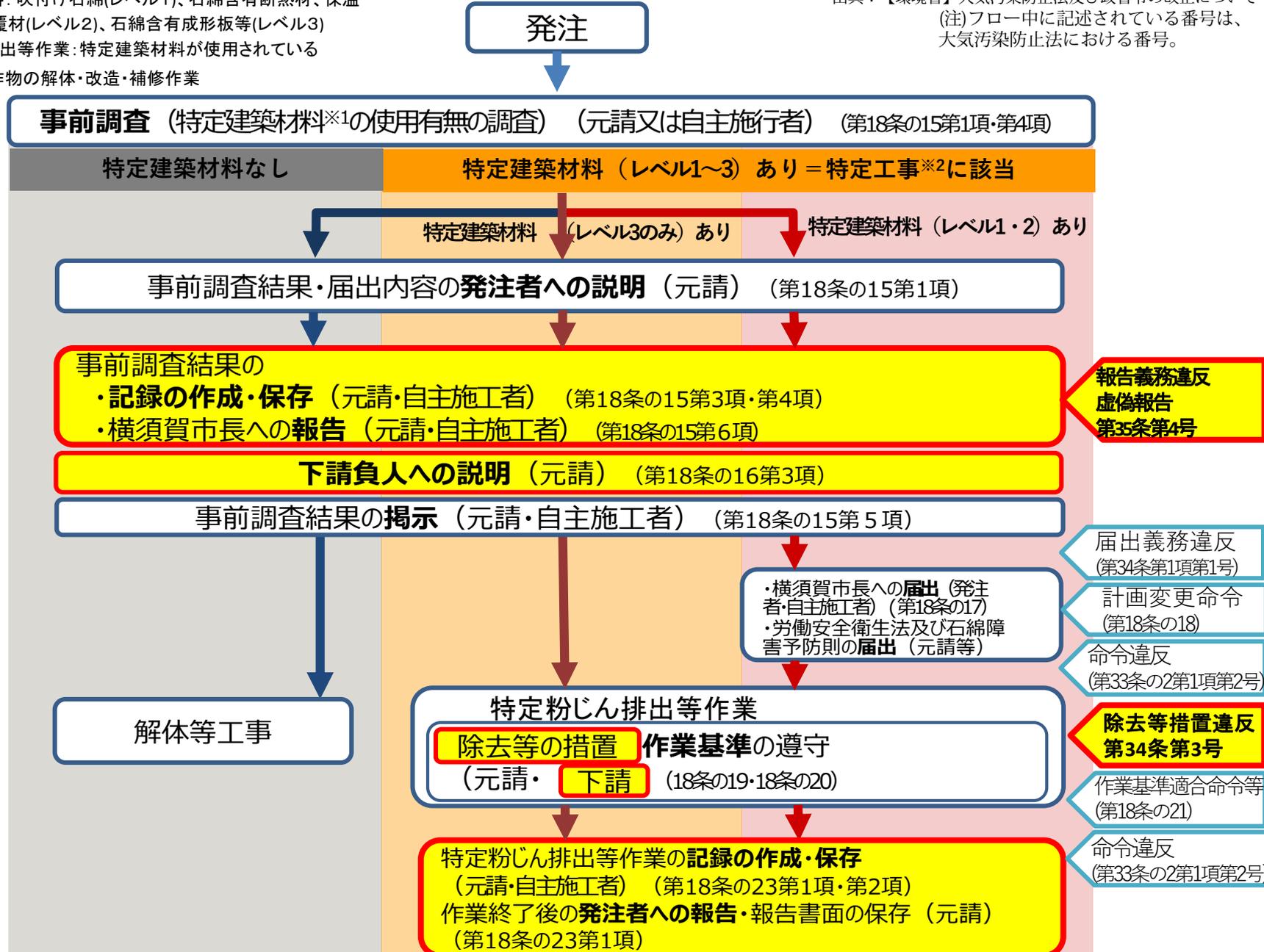
(注)

- 改修工事の場合は、改修する部分のみのアスベスト調査で良い。
- 事前調査後に施工計画書の作成。
- レベルの判断については、受注業者の判断による。レベル1、2の場合、事前に環境管理課と相談し、除去方法等を決定することが望ましい。
- 受注者は原則として「石綿事前調査結果報告システム」の登録を行う。発注者は確認のため、登録した証明(登録番号など)を提出してもらう。
- 過去に調査分析を実施した場合は、関係法令が改正していないか留意する。
- 自社運搬を実施する場合は、特別管理産業廃棄物運搬業許可証は必要ないことに留意する。
- レベル1・2の除去工事に伴う届出は14日前までに終えているか確認。
- 健康診断書は有効期限(6か月)内か確認。
- 令和5年10月1日以降は有資格者により事前調査が実施されているか確認。(建築物のみ有資格者、工作物については有資格者の規定はない)
- その他「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」に準拠

# 改正後の解体等工事に係る規制概要

- ※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)
- ※2 特定粉じん排出等作業：特定建築材料が使用されている建築物・工作物の解体・改造・補修作業

出典：【環境省】大気汚染防止法及び政省令の改正について  
(注)フロー中に記述されている番号は、大気汚染防止法における番号。



〈凡例〉  
青枠：現行制度  
赤枠：改正